

○ちよいチャレ応援事業補助金交付要綱

令和4年4月1日

告示第6号

改正 令和5年3月31日告示第171号

令和6年3月21日告示第134号

令和7年3月24日告示第103号

(目的)

第1条 ちよいチャレ応援事業は、第6次勝山市総合計画に掲げる10年後のまちの姿「わいわい わくわく 安全安心のまち かつやま」の実現に向けて、やりたいことに挑戦できるまちを創るために、市民の自主的かつ主体的なまちづくりに関するチャレンジを支援し、地域全体の活性化を図ることを目的とする。

(趣旨)

第2条 この要綱は、前条に規定する目的を達成するため、予算の範囲内においてちよいチャレ応援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、勝山市補助金等交付規則(昭和47年勝山市規則第12号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第3条 この補助金の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 構成員の8割以上が勝山市民で構成されている5人以上の団体で、かつ、代表者が勝山市民であるもの
- (2) 公益的な事業を行い、かつ、営利活動を目的としない団体
- (3) 活動及び運営をしていくに当たり、この補助金の他に、勝山市から継続的に補助金の交付を受けていない団体
- (4) 同一年度内においてこの補助金を受給していない団体。なお、2分の1以上の構成員が同じ場合は、同一の団体とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、補助の対象としない。

- (1) 法令その他公序良俗に反する団体
- (2) 構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体
- (3) 特定の政治活動又は宗教活動に関する団体

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、第1条の目的を達成するため、補助対象団体が勝山市内で実施する幅広いジャンルの事業とする。ただし、事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

- (1) 国、地方公共団体又は民間企業等の補助金若しくは制度的支援を受けているもの
- (2) 他団体と共催して実施するもの又は他団体主催のイベントに参加するもの
- (3) 施設の建設若しくは修繕又は備品の購入を主たる目的としたもの
- (4) 宗教的又は政治的な宣伝意図のあるもの
- (5) 営利を目的としたもの(ただし、勝山市の紹介又は特産品の開発又は販売を主たる目的としたものは、補助対象とする。)
- (6) その他補助金を交付することが適当でないと認められるもの

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業の目的を達成するために必要な経費であって、別表に掲げるとおりとする。

(補助率及び補助上限額)

第6条 補助率は、補助対象経費の100%以内とし、1団体につき10万円を上限とする。

2 寄附金、協賛金、参加費等の収入(以下「その他の収入」という。)がある場合において、その他の収入と前項の規定により算出した補助金の合計額が補助対象経費を超えるときは、補助対象経費からその他の収入を差し引いた額を補助金の限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付の申請しようとする団体(以下「申請団体」という。)は、補助対象事業の開始1月前までに事前相談を行い、その後速やかにちよいチャレ応援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

- (1) ちよいチャレ応援事業計画書(様式第2号)
- (2) ちよいチャレ応援事業収支予算書(様式第3号)
- (3) 団体の会員名簿(氏名及び住所を明記したもの)及び規約等団体の詳細が分かるもの

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書の内容等を審査し、交付が適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、ちよいチャレ応援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により当該申請団体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 申請団体は、補助金の交付を受けようとするときは、ちよいチャレ応援事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けた日から30日以内に当該申請団体に補助金を支払うものとする。

3 市長は、必要があると認めたときは、補助金の全部又は一部を概算払いすることができる。

(変更等の申請)

第10条 前2条の規定により補助金の交付決定を受けた申請団体は、補助対象事業に要する経費の配分若しくはその事業計画の内容を変更し、又は対象となる事業を中止しようとするときは、ちよいチャレ応援事業補助金変更交付申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。ただし、補助金額の30%未満の経費の配分の変更のみの場合は、この限りでない。

(1) ちよいチャレ応援事業収支予算書(変更)(様式第7号)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更交付決定)

第11条 市長は、前条の申請書の内容等を審査し、変更交付が適当と認めたときは、補助金の変更交付を決定し、ちよいチャレ応援事業補助金変更交付決定通知書(様式第8号)により当該申請団体に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定を受けた団体は、事業完了後速やかにちよいチャレ応援事業実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

(1) ちよいチャレ応援事業内容調書(様式第10号)

(2) ちよいチャレ応援事業収支決算書(様式第11号)

(3) 支払に係る証拠書類(領収書の写し等)

(4) 活動写真

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
(令和6年度における補助金の額の特例)
- 2 令和6年度に限り、次に掲げる事業への補助については、第6条第1項中「10万円」とあるのは「15万円」と読み替えるものとする。
 - (1) 勝山市制施行70周年を記念して実施する事業であり、市長が別に定める条件を満たす事業
 - (2) 市長が別に定める市内の観光施設を会場とする事業
- 3 前項に掲げる事業は、広報等の周知に際し、勝山市制70周年記念事業である旨を表示しなければならない。
- 4 第3条第1項第4号の規定にかかわらず、第2項の規定による補助の交付決定を受けた団体であっても、1事業(ただし、第2項に規定する事業は除く。)に限り、同一年度内に申請することができる。

附 則(令和5年3月31日告示第171号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月21日告示第134号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月24日告示第103号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

項目	内容及び注意事項
報償費	(1) 講演会、講習会、研修会等の講師への謝礼 (2) 指導者、協力者等から提供された役務に対する対価又は感謝の意を表す謝礼。賞品及び景品は対象外とする。
旅費	外部講師等を招へいするための旅費
消耗品費	事業を実施する上で必要な一般事務用文具等の消耗品(1品の金額が1万円未満のものに限る。)に係る経費
燃料費	事業を実施する上で必要な燃料費

印刷製本費	資料、パンフレット、ポスター等の印刷費
修繕料	備品の修繕に係る経費。ただし、建物の修繕に係る経費は除く。
通信運搬費	郵送費、電話代等の必要な通信費。ただし、電話代については、その事業にのみ使われ、他の用途と明確に区別されているものに限る。
広告料	新聞又は雑誌の広告掲載料、新聞折込料等
保険料	事業を実施する上で必要な保険料
委託料	事業を実施する上で専門的な技術等が必要な業務に係る経費についてのみ対象とする。
使用料及び賃借料	バスの借上料又は事業若しくは会議等の会場使用料
材料費	事業を実施する上で必要な材料に係る経費。ただし、いわゆる「振る舞い」に係る材料費は対象外とする。
物品購入費	事業を実施する上で必要な物品(1品の金額が1万円以上のものに限り、5万円以上の部分は対象外とする。)の購入に係る経費。ただし、継続的な活動に資すると認められる場合に限る。

様式第1号(第7条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第9条関係)

様式第6号(第10条関係)

様式第7号(第10条関係)

様式第8号(第11条関係)

様式第9号(第12条関係)

様式第10号(第12条関係)

様式第11号(第12条関係)